

行政刷新会議に設置されたワーキンググループの開催に要した費用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年二月十九日

草川昭三

参議院議長 江田五月殿



行政刷新会議に設置されたワーキンググループの開催に要した費用に関する質問主意書

平成二十一年十二月四日付け「行政刷新会議に設置されたワーキンググループと評価者等に関する質問に対する答弁書」（内閣参質一七三第六三号）において、「ワーキンググループの開催に要した費用については、現在、精算の手続を行っているところであり、現時点で具体的な金額をお示しすることは困難である」旨の答弁があつたところであるが、同答弁から時間が経過したことを踏まえ、以下の質問をする。

一 ワーキンググループの開催に拠出された内閣府予算の金額はいくらか。人件費、施設使用料、印刷経費、インターネット中継費用など詳細な内訳を添え明らかにされたい。

二 評価者に支給された謝金、交通費などの金額について、評価者別に費目ごとに算定基準を示した上で明らかにされたい。

三 ワーキンググループの開催に要した費用を内閣府以外の省庁等で負担した事実はないか。

四 「事業仕分け」について、平成二十二年度においては、どのような方針で実施するのか。仕分けを実施する組織やそれに要する費用の規模も含めて、政府の方針を明らかにされたい。

右質問する。

